

鴻巣市電子入札運用基準

鴻 巣 市
令和 7 年 4 月

目 次

1	電子入札について	…… 1
	(1) 共同システムについて	
	(2) 電子入札実施の考え方について	
2	共同システムの利用について	…… 1
	(1) 電子証明書について	
	(2) 利用者登録について	
	(3) 建設工事共同企業体の取扱いについて	
3	システム障害等について	…… 1～2
	(1) 共同システムに障害が発生した場合	
	(2) 共同システム以外に障害が発生した場合	
4	入札案件登録について	…… 2
	(1) 受付期間等の設定について	
	(2) 予定価格等の表記	
5	発注図書等の閲覧について	…… 2
6	関係書類の提出について	…… 2
	(1) 電子データのファイル形式の指定	
	(2) 提出方法	
	(3) ウイルス対策について	
7	入札について	…… 3～4
	(1) 紙媒体による入札参加の申請	
	(2) 入札金額見積内訳書について	
	(3) 入札の辞退	
8	開札について	…… 4
	(1) 開札時の立会いについて	
	(2) くじの実施について	
	(3) 開札処理が長引いた場合について	
	(4) 開札の延期について	
	(5) 入札書未到着の取扱いについて	
	(6) 開札の中止について	
	(7) 再度の入札について	
9	電子証明書の不正利用について	…… 5

様式1 紙入札方式参加申請書

様式2 辞退届

鴻巣市電子入札運用基準

この鴻巣市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）は、埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）を利用した入札への参加申請から入札、落札者決定までの手続（以下「入札・開札手続」という。）を円滑かつ適切に運用できるように取扱いを定めたものです。

なお、運用基準に定めのない事項については、入札・契約関係諸規程によるものとします。

（用語の定義）

「電子入札」：共同システムで処理する入札・開札手続

「紙入札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札・開札手続

「紙媒体」：紙に記載して作成された参加申請書や入札書のこと。

「入札参加者」：入札（見積りを含む。）に参加する者（入札参加希望者を含む。）

1 電子入札について

(1) 共同システムについて

共同システムは、入札・開札手続をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムです。

(2) 電子入札実施の考え方について

市が電子入札で行うことを指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、共同システムで処理することとし、原則として紙媒体による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

2 共同システムの利用について

(1) 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当します。作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを電子認証局が証明します。

共同システムで利用可能な電子証明書は、別途埼玉県が公表する民間の電子認証局が発行したもので、鴻巣市建設工事等競争入札参加資格を持つ営業所（本社も含む。）の代表者（入札参加資格者名簿登載者）名義及び鴻巣市物品等競争入札参加資格を持つ営業所（本社も含む。）の代表者（入札参加資格者名簿登載者）名義のものを原則とします。また、本社以外の営業所が本社の代表者名義の電子証明書を利用することも可とします。

(2) 利用者登録について

初めて共同システムを利用する場合や新しく電子証明書を取得した場合は、共同システムでの利用者登録を行ってください。また、登録内容に変更がある場合は、直ちに利用者情報の変更を行ってください。

(3) 建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の取扱いについて

特定JVにおいては、JV代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用するものとし、経常JVにおいては、経常JVとして利用者登録済みの電子証明書を使用するものとします。

3 システム障害等について

(1) 共同システムに障害が発生した場合

共同システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入札・開札手続を処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札・開札手続の延期、取りやめ又は紙入札への移行などの措置を講じます。

この措置を講じた場合は、共同システム以外の方法（インターネット、電子メール、

電話、FAX等)により市から入札参加者に必要な事項を連絡するものとします。

(2) 共同システム以外に障害が発生した場合

天災、広域的・地域的な停電、ネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が共同システムによる入札に参加できないことが判明した場合は、入札・開札手続の延期、取りやめ又は紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

入札・開札手続の延期、取りやめ又は紙入札への移行などの措置を講じる場合においては、延期、取りやめ又は紙入札への移行その他必要な事項を共同システム、インターネット、電子メール、電話、FAX等により市から入札参加者に連絡するものとします。

4 入札案件登録について

(1) 受付期間等の設定について

参加申請書、入札書等の提出期限や開札日時等は、電子入札案件ごとに市が定めます。

なお、開札日は、入札書受付締切日の翌日を標準とします。

(2) 予定価格等の表記

共同システム上で入力又は公開される予定価格、調査基準価格、最低制限価格、入札額及び落札額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とします。

5 発注図書等の閲覧について

発注図書等の閲覧は、案件の内容や入札参加者のIT環境等に応じて、案件ごとに発注者がその方法を定め、公告等で明示するものとします。ただし、発注図書等を印刷し、閲覧させること及びCD-R等の貸与は行いません。

6 関係書類の提出について

(1) 電子データのファイル形式の指定

入札参加者が関係書類を提出する際に使用できる電子データのファイル形式は次のとおりとします。

ア「.docx」形式 (Microsoft Word 2007以降のバージョン)

イ「.xlsx」形式 (Microsoft Excel 2007以降のバージョン)

ウ「.pptx」形式 (Microsoft PowerPoint 2007以降のバージョン)

なお、電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式を指定するものとし、自己解凍形式により圧縮したファイルの提出は認めないものとします。

(2) 提出方法

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、共同システムの添付機能を利用して提出してください。ただし、電子ファイルの容量が3MBを超える場合は、関係書類の作成方法及び提出方法について市と協議し、その指示に従ってください。関係書類を紙媒体で提出する場合の提出期限(市に必着とします。以下同じ。)は、共同システムによる提出期限と同一とします。

(3) ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション(ソフト)を導入するなどの対策を必ず講じてください。

ウィルス対策用アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウィルス感染チェックを行ってください。

発注者は、提出された関係書類その他の電子ファイルについて、ウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

入札参加者から提出された関係書類等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、共同システムの管理者に連絡するとともに、当該関係書類を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

7 入札について

電子入札では、参加申請書や入札書等は共同システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとします。共同システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行ったときは、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は共同システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行ったときのみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

(注 1) 入札書の提出は入札金額等を暗号化して送信することから、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができないので注意してください。

(注 2) 地方自治法施行令により、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

(1) 紙媒体による入札参加の申請（紙入札方式）

社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、契約検査課に連絡し了承を得てから「紙入札方式参加申請書」（様式 1）を紙媒体で提出し、市の承認を得た後、市所定の様式により入札書を提出してください。なお、市の承認を得る手続は、必ず入札書の提出期限までに行ってください。紙入札方式で参加することについて承認を得た場合は、以降の手続における入札に関する必要な情報（質問回答書や落札決定通知書など）を申請者に電子メール等により提供するものとします。

紙入札を認める例

- ① 会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の再取得が間に合わない場合
- ② 電子証明書の閉塞（PIN 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等により再発行の手続中の場合
※上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手続期間内に限ります。
- ③ その他やむを得ない事情があると認められる場合

(2) 入札金額見積内訳書について

入札書に添付する入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）は、原則として電子データで作成し、共同システムの添付機能を利用して提出するものとしますが、必要に応じて紙媒体による提出を求めることがあります。なお、紙入札の場合の内訳書の提出期限は、電子入札の入札書提出期限と同じです。

内訳書の作成に使用するファイル形式は、6の「(1)電子データのファイル形式の指定」に準じます。

(3) 入札の辞退

入札書提出前に辞退する場合は、入札書受付期間内に共同システムにより辞退してください。書面により辞退する場合は、入札書提出期限までに辞退届（様式 2）を市に提出してください。

なお、一度提出した入札書の撤回、訂正はできません。

例外として、共同システムで入札書を提出した後に、営業許可が取り消された場合や配置予定技術者が配置できなくなり入札参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間、辞退届（様式 2）を受け付けるものとします。

＜共同システムによる入札書提出後の参加資格喪失の例＞

- ・共同システムにより入札書を提出後、営業許可が取り消されるなど受注しても履行ができない場合
- ・共同システムにより入札書を提出後、他の案件を落札したことにより、予定していた技術者を配置できなくなった場合

8 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時以後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行います。ただし、紙入札による参加者がいる場合は、入札執行職員が開札を行う旨を宣言し、紙媒体の入札書を開封してその内容を共同システムに登録後、共同システムにより一括で開札して立会者等の確認を得て、落札者の決定を行います。

(1) 開札時の立会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができます。立会いを希望する場合は、開札日前日（開札日の前日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。））の15時00分までに契約検査課に連絡してください。

立会いを希望する入札参加者がいない場合は、入札に関係のない市職員が立ち会うものとしします。

(2) くじの実施について

落札となるべき金額を入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、共同システムにより電子くじを実施します（電子くじとは、入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字と、共同システムで発生する乱数を用いて落札者を決定するものです。）。

紙入札の場合は、入札参加者が事前に提出した入札書に記載のくじ番号を入札執行職員が共同システムに入力します。（再入札の場合も同様とします。）

(3) 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（1時間程度を目安とします。）する場合は、必要に応じて共同システムその他適当な手段により当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に処理状況の情報提供を行うものとしします。

(4) 開札の延期について

開札を延期する場合は、共同システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時を通知するものとしします。

(5) 入札書未到着の取扱いについて

入札書提出締切予定日時において、入札書が共同システムのサーバーに到着していない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなします。

(6) 開札の中止について

開札を中止する場合は、共同システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに共同システムに中止の結果登録をするものとしします。

(7) 再度の入札について

開札の結果、落札者がなく予定価格を上回る入札がある場合は、再度の入札（以下「再入札」といいます。）を共同システムで行います。再入札は、第1回目の入札が開札日の午前中に終了する場合など、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知から概ね3時間以上空けて行います。再入札の実施については、当該案件に入札書を提出し無効・失格に該当しなかった入札参加者に、共同システムにより再入札通知書を送付します。

再入札に紙入札が含まれる場合、紙入札方式による参加申請者は、市が指定した再入札書受付締切日時までに契約検査課へ入札書を持参することとしします。

また、再入札書受付締切日時以前に入札参加者全員の入札書の提出が完了したとき

には、再入札書受付締切日時及び再入札書開札日時を繰り上げることができるものとします。

なお、3回目の入札（再々入札）を行う場合は、上記に準じて行うこととします。

9 電子証明書の不正使用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合は、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに電子証明書の不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消します。

落札後に電子証明書の不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

<不正に電子証明書を使用等した場合の例>

- ・他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・同一案件に対して、複数の電子証明書を使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合
- ・入札後に代表者等が変更（改姓、改名を含む。）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して落札者決定通知書等の内容を確認した場合

※なお、代表者等の変更については、取締役会等で指定された日や市への届出日とします。

附 則

この運用基準は、平成20年10月1日から施行するものとし、平成18年2月21日から施行している従前の運用基準は廃止します。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

紙入札方式参加申請書

年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

(申請者)
住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を申請します。

記

- 1 案件名称
- 2 電子入札に参加できない理由
- 3 連絡用の電子メールアドレス

辞 退 届

年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

(申請者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札の参加資格を喪失したので、辞退します。

記

1 案件名称

2 参加資格喪失の理由（(1)から(3)までのいずれかに○を付け、必要事項を記入してください。）

(1) 予定していた技術者が、先に落札した他の案件で配置され、上記案件に配置できなくなったため（当該予定技術者の配置が決まった他の案件について、以下の①～③を記入してください。）。

① 案件名称

② 落札日

③ 技術者名

(2) 営業許可等の取消しにより履行ができなくなったため

(3) その他（具体的な理由を記入してください。）